

「出版ビジネスの観点から考える少年事件とメディア倫理」

日時：2016年3月10日（木）18:00~19:30

場所：一般社団法人 日本新聞協会 8階会議室

<http://www.pressnet.or.jp/access/tokyo/index.html>

報告者：石井 昂（株式会社 新潮社 常務取締役）

司 会：上原伸元（東京国際大学）

企画の意図：

2015年（平成27年）6月、神戸児童連続殺傷事件の加害者である「元少年A」の手記『絶歌』が太田出版より発行された。1997年（平成9年）に神戸市で発生した同事件は、加害者が当時14歳の中学生ということで大きな注目を集めたが、容疑者が未成年であることから「少年法」第61条（記事等の掲載の禁止）の保護規定が適用され、一部の週刊誌等を除いては、マス・メディアの多くは容疑者のプライバシー報道について抑制的な姿勢が一般的だった。

しかし、その後も社会に大きな衝撃を与えた少年事件は少なくなく、ここ数年でも同級生を殺害後、遺体頭部を切断した2014年7月の佐世保女子高生の事件や、快楽殺人的な理由から老女を殺害したとされる2015年1月の名古屋大学女子学生の事件が記憶に新しい。

当然のことながら、こうしたセンセーショナルな事件が発生する度に「少年法」の保護規定の是非や、報道のあり方を巡る問題がマス・メディア関係者を中心に議論されるのは周知の通りである。2000年2月の大阪高裁においては、シンナー吸引少年による1998年の堺市通り魔殺人を報じた『新潮45』の実名報道について、「社会の正当な関心事で凶悪重大な事犯については、表現内容に問題がなければ一概に違法としない」という判決が下されている。

本研究会では、上記裁判の当事者である『新潮45』元編集長の石井昂氏をお招きし、出版ビジネスの観点から見た少年事件とメディア倫理をテーマに、新聞、放送等に対する報道姿勢の差異や、公益性とセンセーショナリズムとの境界を巡る議論、実名報道の是非に対する見解等に加え、昨年、話題となった前述の『絶歌』に関する出版ビジネスの観点からの評価や、「晒し」に代表される一般人によるインターネット上のプライバシー暴露が常態化した環境における雑誌の実名報道の意義や今後の方向性について論じて頂く。